

日本交通 安全管理規程

目次

第一章 総則

第二章 運営の方針

第三章 体制

第四章 方法

第五章 事業の管理の受委託に関する取扱い

第一章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）

第22条の2に基づき定める。

第二章 運営の方針

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第2条 輸送の安全の確保が事業経営の根幹である。

(輸送の安全に関する定めの遵守)

第3条 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。

(輸送の安全に関する取組)

第4条 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

第三章 体制

(組織体制)

第5条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築する。

一 安全統括管理者

二 運行管理者

三 整備管理者

四 その他必要な責任者

(経営の責任者の責務)

第6条 経営の責任者は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有し、適切な処置を行う。

2 経営の責任者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第7条 運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務及び権限)

第8条 安全統括管理者は、次に掲げる責務と権限を有する。

一 関係社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。

三 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

四 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。

第四章 方法

(情報の伝達及び共有)

第9条 輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

(事故防止対策の検討)

第10条 事故防止対策は労使で検討し実施する。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第11条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体

制は別に定める。

(教育及び研修)

第12条 輸送の安全に関する目標を達成するため、教育及び研修を実施する。

(内部監査)

第13条 安全統括管理者は、事故審議会委員の中から委員を決めて、内部監査を年に一回以上定期的に実施する。

また、重大な事故が発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第14条 自動車事故を惹起した際は、報告書を作成し、検討の上保存する。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第15条 輸送の安全に関する業務の改善とは、計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)のいわゆるビジネスサイクルを安全確保の面に於いても実施することに尽きる。このビジネスサイクルを実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

第五章 事業の管理の受委託に関する取扱い

(管理の受委託に係る運行管理規定の準用)

第16条 旅客自動車運送事業の管理の委託を行っている運行管理については、受託会社の定める運行管理規定により行うものとする。また、管理の受託を行っている運行管理については、「運行管理規定<<一般乗合>>(改正 25-09-30)」の定めるところにより行うものとする。

(管理の受委託に係る運行管理者の届出)

第17条 管理の受委託を行っている場合、運行管理者の選任・解任について受託会社から報告があった場合は、所轄官庁に届け出るものとする。また、管理の受委託を行っている場合、運行管理者の選任・解任を行った場合は、委託会社に報告しなければならない。

(事故に関する報告等)

第18条 事業の管理の受委託に係る路線において、自動車事故報告規則に基づく事故

が発生した場合には、受託会社から委託会社へ速やかに連絡、報告を行い、委託会社は受託会社より速やかに報告を受け、所轄官庁へ報告等の必要な措置を講じるものとする。

附則

本規程は、平成 26 年 8 月 1 日より適用する。